

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

平成19年1月12日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社佐々儀
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 ビックワン 奥州市水沢区佐倉河字後田 38 番
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 2,230 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成18年12月26日
- 6 変更する理由 テナントの変更に伴う店舗面積の変更のため